

平成 21 年第 2 回定例
夕張市議会会議録
平成 21 年 6 月 25 日（木曜日）
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 1 号 平成21年度夕張市一般会計補正予算
議案第 2 号 平成21年度夕張市公共下水道事業会計補正予算
議案第 3 号 平成21年度夕張市診療所事業会計補正予算
議案第 4 号 平成21年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算
議案第 5 号 平成21年度夕張市水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第 6 号 夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 7 号 恩給条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 8 号 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 9 号 夕張市営住宅条例の一部改正について
- 第 6 議案第 10 号 夕張市土地開発公社の定款の一部変更について
- 第 7 議案第 11 号 指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 12 号 夕張市観光施設設置条例の一部改正について
- 第 9 報告第 1 号 平成20年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第 2 号 平成20年度夕張市後期高齢者医療事業会計繰越明許費繰越額の報告について
- 第 10 報告第 3 号 平成20年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告について
- 第 11 報告第 4 号 定期監査の結果について
報告第 5 号 定期監査の結果について

- 第 1 2 報告第 6 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 7 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 8 号 例月現金出納検査の結果について
- 第 1 3 意見書案第 1 号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- 第 1 4 意見書案第 2 号 地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額等を求める意見書
- 第 1 5 意見書案第 3 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書
- 第 1 6 意見書案第 4 号 2010年度国家予算編成における教育予算の確保・拡充を求める意見書
- 第 1 7 意見書案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

◎出席議員（9名）

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
山 本 勝 昭 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
加 藤 喜 和 君

◎欠席議員（なし）

午前 10 時 30 分 開議

●議長 山本勝昭君 ただいまから、平成 21 年第 2 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 山本勝昭君 本日の出席議員は 9 名、全

員であります。

●議長 山本勝昭君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 118 条の規定により
高間議員
伝里議員
を指名いたします。

●議長 山本勝昭君 この際、事務局長から諸般
の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。
参与並びに書記の職氏名についてであります、
先に報告のとおりであります。
以上で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 本日の日程は、お手元に配
付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたし
ます。

●議長 山本勝昭君 日程第 1、議案第 1 号平成
21 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 2 号平成 21
年度夕張市公共下水道事業会計補正予算、議案第 3
号平成 21 年度夕張市診療所事業会計補正予算、議案
第 4 号平成 21 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補
正予算、議案第 5 号平成 21 年度夕張市水道事業会計
補正予算、以上、5 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 1 号ない
し議案第 5 号の 5 議案、一括して提案理由をご説明
申し上げます。

始めに、議案第 1 号平成 21 年度夕張市一般会計
補正予算につきましては、平成 20 年度国の第 2 次
補正予算に対応した事業、及び年度開始後に生じた
新たな課題に早急に対応する必要があり、所要の財
源確保が図られた事業に係る予算の補正について、
地方財政再建促進特別措置法施行規則第 3 条第 4

項の規定に基づく財政再建計画の軽微な変更とし
て実施しようとするものでございます。

まず 1 ページ第 1 条、歳入歳出予算の補正額 8
億 532 万 4,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予
算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

始めに、国の第 2 次補正予算において創設された
交付金事業に関連して計上する経費についてご説
明申し上げます。

まず、消費者の安全・安心を確保していくため、
地方自治体における消費生活相談窓口の機能強化
等を図る事業に交付される消費者行政活性化事業
補助金につきましては、その交付額を 7 ページに記
載のとおり、446 万 3,000 円計上しておりますが、
その対象経費につきましては 13 ページ、3 款民生
費 1 項社会福祉費において備品購入費及び消費者
協会への補助経費を計上するものであります。

次に、雇用情勢が厳しい状況にある中で、地域求
職者等の雇用機会の創出を図る事業へ交付される
ふるさと雇用再生特別交付金につきまして、その交
付額を 7 ページに記載のとおり、2,028 万 7,000 円
計上しておりますが、その対象経費につきましては
13 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費において地域
住民が独自に行っているふれあい事業に簡易な行
政窓口を設置する委託経費の計上、並びに 17 ペ
ージ、7 款商工費 1 項商工費において観光情報の窓口
一元化、及び空き店舗活用による産業発掘等の事業
を実施するためのコーディネーター育成委託経費
を計上するものであります。

次に、非正規労働者等の一時的な雇用・就業機会
を創出する事業へ交付される緊急雇用創出事業交
付金につきまして、その交付額を 7 ページに記載の
とおり、554 万 1,000 円計上しておりますが、その
対象経費につきましては 15 ページ、4 款衛生費 2
項清掃費において、資源ゴミ分別回収に係る啓発事
業費として臨時職員の雇用及び事務経費を、不法投
棄防止対策として不法投棄物撤去及び啓蒙活動に
係る委託経費を計上するものであります。

続きまして、国の第 2 次補正予算において計上さ

れた地域活性化・生活対策臨時交付金のうち、今年度に当該交付金を事業充当するために積み立てられた復興再建基金について、その繰入額を 9 ページに記載のとおり、1,211 万 4,000 円計上しておりますが、その対象経費につきましては 14 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費において、市立診療所への負担金へ充当する診療所事業会計への繰出金を計上するものであります。

以上、国の第 2 次補正予算において創設された交付金事業に関連して計上する経費について説明を終わります。

次に、その他の経費についてご説明申し上げます。
12 ページに戻ります。

2 款総務費 1 項総務管理費につきましては、財団法人地域活性化センター助成金の採択決定を受け、ゆうぱり S L フェスティバルに係る間接補助経費を計上するものであります。

14 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費につきましては、4 月に行われた鹿の谷公衆トイレに係るネーミングライツ支援企業の決定を受け、当該トイレの管理経費を計上するものであります。

16 ページ、6 款農林業費 1 項農業費につきましては、北海道からの委託事業である農業排水河川水位管理業務に係る事務費及び国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の拡大に伴う補助費について、それぞれ計上するものであります。

18 ページ、11 款公債費 1 項公債費につきましては、過去に発行した地方債の利子負担を軽減するために行う低利債への借り換えに係る起債元金繰上償還金を計上するものであります。

6 ページに戻ります。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 407 億 6,836 万 6,000 円となるものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 2 号平成 21 年度夕張市公共下水道

事業会計補正予算につきましては、過去に発行した地方債の利子負担を軽減するために行う低利債への借り換えを実施するため、起債元金繰上償還金を計上し、その財源を全額繰上償還債で計上するものであります。

これにより、1 ページ第 1 条、歳入歳出予算の補正額は 4,008 万 8,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 14 億 2,280 万 4,000 円となるものであります。

以上で、公共下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 3 号平成 21 年度夕張市診療所事業会計補正予算につきましては、市立診療所への光熱水費増高経費に係る負担金のほか、過去に発行した地方債の利子負担を軽減するために行う低利債への借り換えを実施するため、起債元金繰上償還金を計上し、その歳入については一般会計からの繰入金及び繰上償還債をそれぞれ計上するものであります。

これにより、1 ページ第 1 条、歳入歳出予算の補正額は 6 億 3,761 万 8,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 7 億 7,234 万 2,000 円となるものであります。

なお、本補正は一般会計と同様、地方財政再建促進特別措置法施行規則第 3 条第 4 項の規定に基づく財政再建計画の軽微な変更として実施しようとするものであります。

以上で、診療所事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 4 号平成 21 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算につきましては、後期高齢者医療保険料の還付を行うため所要の経費を計上し、その歳入については北海道後期高齢者医療広域連合会からの保険料還付金返戻金収入を計上するものであります。

これにより、1 ページ第 1 条、歳入歳出予算の補正額は 125 万円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 2 億 5,327 万 9,000 円となるものであります。

以上で、後期高齢者医療事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第5号平成21年度夕張市水道事業会計補正予算につきましては、過去に発行した企業債の利子負担を軽減するために行う低利債への借り換えを実施するため、1ページ第2条において、本年度予算第4条で定めた資本的収入及び支出のうち、収入につきましては企業債を、また、支出につきましては企業債償還金をそれぞれ補正しようとするものであります。

2 ページ以降につきましては、予算に関連する説明資料でありますので、内容については省略をさせていただきます。

以上、議案第1号ないし議案第5号の5議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本5議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本5議案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第2、議案第6号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第6号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、職員の勤務時間及び休暇制度について国家公務員の規定に準じて改めるため、条例の一部を

改正しようとするものであります。

まず、勤務時間につきましては平成21年7月から1週間について現行40時間を38時間45分に改めるものであり、1日の勤務時間は現行8時間から7時間45分として、15分の短縮となります。

これにより、始業時間は現行どおり8時45分とし、終業時間を現行の5時45分から5時30分に短縮するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第3、議案第7号恩給条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第7号恩給条例の一部を改正する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年3月、恩給法による恩給改定率の改訂等に関する政令の施行に伴い、本市の恩給条例についてもこれに準じ所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容といたしましては、恩給の基礎給料年額の据え置き及び遺族扶助料の实在職の年数が6年未満の最低補償額を本年10月分以降より引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 4、議案第 8 号夕張市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副市長。
●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 8 号夕張市国民健康保険条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。
本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本市の国民健康保険料のうち、介護納付金限度額、現行9万円を10万円に改めるほか、健康保険法施行令の一部を改正する政令に伴い、緊急の少子化対策による出産育児一時金に関する経過措置として、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る支給額を4万円引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 5、議案第 9 号夕張市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。
副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 9 号夕張市営住宅条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、昨年実施いたしました木造賃貸住宅の老朽度調査の結果、危険性が高いとされた住宅入居者の他の住宅への移転及び住宅再編事業による移転協力者の移転後の住宅使用料について、当該移転及び住宅再編事業の円滑化並びに当該入居者の居住の安定を図る観点から、必要と認めるときは使用料の減免又は徴収猶予の措置を講ずるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 6、議案第 10 号夕張市土地開発公社の定款の一部変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。
副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 10 号夕張市土地開発公社の定款の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成20年12月1日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、民法及び公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正され、民法第59条に規定する監事の職務が削除され、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項において監事の職務が明記されたことに伴い、夕張市土地開発公社定款の該当部分を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第7、議案第11号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第11号指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年5月12日付けで指定管理の取り消し協議のありました、市内社光に設置の郷愁の丘「シネマのバラード」、郷愁の丘「生活歴史館」、郷愁の丘「センターハウス」につきまして新たな指定管理者の公募を行い、夕張市指定管理者選定委員会において審査の結果、株式会社花畑牧場が指定管理者候補として選定されたことから、市として本施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第8、議案第12号夕張市観光施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第12号夕張市観光施設設置条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、郷愁の丘3施設の新たな指定管理者として株式会社花畑牧場を指定したことから、同社からの提案による生活歴史館を新たな体験型観光施設として利用していく内容の趣旨を踏まえ、施設名称の変更及び使用料金についての所要の改定を行うことにより、本施設の一層の活用が図られるよう条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。
島田議員。

●島田達彦君 今回、条例の一部改正に関して生活歴史館が体験館へと名称変更について提案されておりますが、花畑牧場からの提案内容についてもう少し詳しく説明していただきたい。

また、生活歴史館に所蔵している寄贈品について今後の取り扱いをどのように考えているのか、あわせてお尋ねいたします。

●議長 山本勝昭君 地域再生室長。

●地域再生推進室長 石原秀二君 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず 1 点目の郷愁の丘 3 施設に関しての提案についてでございますけども、まずシネマのバラードにつきましてはシネマカフェとして、団体にも提供可能なメニューを提供することとしております。また、花畑牧場の商品を販売するショップを計画されているということでもあります。映画の展示に対しましては入場を無料化する提案となっております。

次に、センターハウスにつきましては著名人の絵画やコレクションを展示するミュージアム的な施設としての利用が提案をされております。

次に、生活歴史館につきましては生キャラメルを作る体験工房としまして、来場者が自分で作った生キャラメルをパンなどとともにもその場で食べられる施設に改装を行う提案となっております。

このことから、生活歴史館につきましては条例上の名称を体験館と変更するものであります。

次に 2 点目のご質問でございますが、コレクションをどのように活用、または処分を考えておられるのかということでございますが、生活歴史館の収蔵品につきましてはその内容も多岐にわたることから、博物館、あるいは美術館に移設をしまして活用を図りたいというふうに考えております。

また、文化的価値を有するものなどにつきましては、北海道開拓記念館などへの移管について検討してまいりたいと考えております。

それ以外の展示品につきましては、ご遺族のご理解を得ながら売却を含めた処分も考えたいと思っております。

以上でございます。

●議長 山本勝昭君 島田議員。

●島田達彦君 先ほどの説明では、シネマのバラードは無料化し、生活歴史館は生キャラメル等の製造体験を行う体験館として、今回、利用料金が 700 円から 2,000 円に改定する提案となっておりますが、そのあたりの考え方はどうなんでしょうか。

●議長 山本勝昭君 地域再生室長。

●地域再生推進室長 石原秀二君 お答えします。

今回の提案では、シネマのバラードについては併設されるカフェやショップなどの収益の中から運営費を生み出すこととされております。

また、体験館においては生キャラメル製造体験を 1,500 円程度で提供するという提案でありますことから、その体験内容や材料等の変更に機敏に対応するため、条例上、上限として 2,000 円とするものでございます。

料金につきましては、今後、指定管理の指定手続等に関する条例に基づき、市と指定管理者との間で協定を結ぶ際に具体的に協議の上、定めることとなっております。

以上でございます。

●議長 山本勝昭君 島田議員、ありますか。

はい、島田議員。

●島田達彦君 指定管理者の取り組みと市の提案の趣旨は理解いたしましたし、期待しているところでございます。

市長としてどのように期待され、提案されたのか、最後にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 今回、指定管理を行う花畑牧場にあつては、本年 4 月の見学工場の設置によりこれまで多数の来夕観光客をもたらすなど、大きな貢献をしているところであります。

郷愁の丘 3 施設につきましても、建設中の飲食施設などと一体的な活用を図ることにより、相乗的な効果が期待されるものであり、かつて炭鉱住宅が軒を連ねていたあの丘一帯が、現在行われている桜の植樹が成長し、すばらしい景観をもたらす中で多くの人々で賑わう場所として、まさに夕張再生のシンボリックな場所としてよみがえることを期待しているところであります。

●議長 山本勝昭君 島田議員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 9、報告第 1 号平成 20 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について、報告第 2 号平成 20 年度夕張市後期高齢者医療事業会計繰越明許費繰越額の報告について、以上 2 案件一括議題と議題といたします。

理事者から説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 1 号平成 20 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について、及び報告第 2 号平成 20 年度夕張市後期高齢者医療事業会計繰越明許費繰越額の報告について、2 報告一括してご説明申し上げます。

本報告は、いずれも国の補正予算に関連する事業予算を翌年度に繰り越したことにより、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 日程第 10、報告第 3 号平成 20 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 3 号平成 20 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告についてであります。本報告は地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき提出したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 日程第 11、報告第 4 号及び報告第 5 号、いずれも定期監査の結果について、以上 2 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 日程第 12、報告第 6 号ないし第 8 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 3 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 日程第 13、意見書案第 1 号所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、正木議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され

ました。

●議長 山本勝昭君 日程第 14、意見書案第 2 号
地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅
増額等を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、正木議員ほか 7 名の提案ですので、
直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 山本勝昭君 日程第 15、意見書案第 3 号
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育
て支援予算の大幅増額を求める意見書を議題といた
します。

本意見書案は、正木議員ほか 6 名の提案ですので、
直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 山本勝昭君 日程第 16、意見書案第 4 号
2010 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充
を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、加藤議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されま
した。

●議長 山本勝昭君 日程第 17、意見書案第 5 号
地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といた
します。

本意見書案は、加藤議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されま
した。

●議長 山本勝昭君 以上で本日の日程はすべて
終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 山本勝昭君 これをもって第 2 回定例夕
張市議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 06 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 山 本 勝 昭

夕張市議会 議 員 高 間 澄 子

夕張市議会 議 員 伝 里 雅 之